

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁
南部福祉保健所長
上原 真理子



平成27年10月7日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

平成27年11月24日

沖縄県知事 翁長 雄志

主 文

平成27年9月25日付け南福第4-90号生活保護申請却下決定処分は無効であることから、処分庁に対し、速やかに法第24条第3項に基づく通知を行うことを命ずるとともに、これを宣言する。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯及び趣旨

審査請求人[REDACTED]（以下「請求人」という。）は、南部福祉保健所長（以下「処分庁」という。）に対し生活保護の申請を行ったところ、処分庁は、請求人と同一世帯と認定される請求人の父の保有する預貯金等により、請求人は最低生活維持可能であるとして生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、この本件処分を不服として、沖縄県知事(以下「当庁」という。)に対し本件処分の取消しを求めるものと解される。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人は、平成 27 年 9 月 1 日付けで処分庁に対し生活保護の申請を行ったこと。
- (2) 処分庁は、平成 27 年 9 月 25 日付けで本件処分を行ったこと。
- (3) 処分庁が本件処分を請求人に通知した、保護申請脚下決定通知書には、処分庁の捺印されていないこと。

2 判断

(1) 法令等

① 法第 24 条第 3 項

保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

② 行政不服審査法第 51 条第 3 項

不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に対するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

③ 「小山進次郎著 改訂増補 生活保護法の解釈と運用(以下「解釈と運用」という。)」404 頁抜粋

「第一項の通知」とは、勿論有効な決定通知書をいうものであるが、如何なる形式の決定通知書をもつて有効とし、又無効とするかが問題となる。一般に要様式行為については二つに区分して考えることができる。即ち、「其の形式が行政行為の確実性を証明する為に必要なり認めむべき場合に於ては之を主要形式として認むべく其の形式を欠くも行政行為の確実性に影響なく単に其の趣旨を一層明瞭ならしむるが為にするに止まるものは之を従たる形式として認む」べく、「行政行為は唯其の主要形式を欠く場合に於てのみ無効なり」とされている。決定通知書による通知は主要形式であつて、口頭による通知は無効であるし、決定通知書における保護の実施機関の記名捺印は主要形式である(以下省略)

(2) 本件処分について

解釈と運用において、「決定通知書における保護の実施機関の記名捺印は主要形式であり、主要形式を欠く行政行為は無効」であることが示されている。なお、解釈と運用にいう「第一項の通知」とは旧法を引用したもので有り、その後法改正があったため、現在は法第 24 条第 3 項の条文がこれに該当する。

本件処分において、保護申請却下決定通知書には処分庁の捺印がされていないことが認められるから、本件処分は無効である。

なお、本件処分が無効である以上、請求人が行った保護申請に対する決定については未だなされていないものであり不作為である。不作為庁である処分庁は、請求人に対し適正な法第 24 条第 3 項に基づく通知をしなければならない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 51 条第 3 項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。